新

「调休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)

「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)

(趣旨)

第1条 この要領は、県(警察本部を除く)が発注する営繕工事で、土曜日及 び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」(以下、 「モデル工事」という。)を実施するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

- 第2条 モデル工事は次に掲げる工事のいずれかを対象とする。ただし、現場 施工が7日未満の工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工 事(緊急応急工事を含む)については対象外とする。
- (1) 発注者指定型

発注者がモデル工事の実施を指定する工事。なお、請負対象金額5,000万円以上(第6条に規定する経費補正前の額とする。)の工事については、原則、発注者指定型の対象とする。

(2)受注者希望型

受注者がモデル工事の実施を希望する工事(第5条第2項に規定する特記 仕様書の記載がない場合であって、工事着手前に受注者からモデル工事に ついて協議があり、適当と認めた場合を含む。)

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、 年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外として いる内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(趣旨)

第1条 この要領は、県(警察本部を除く)が発注する営繕工事<u>(建築物等の新築、改築、増築、模様替、改修及び修繕)</u>で、土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」(以下、「モデル工事」という。)を実施するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

- 第2条 発注者が指定した工事(以下「発注者指定型」という。)、又は発注者がモデル工事と定めた工事のうち、受注者から請求があった工事(以下「受注者希望型」という。)を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。
- (1) 現場施工が7日未満の工事
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事 (緊急応急工事を含む)

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、 年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、 工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外として いる内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(休工日の確保)

- 第4条 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。
- 2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休(受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。)もモデル工事として認めるものとする。

なお、4週8休とは、労働時間の区切りを4週とし、この間に8日の休日 を確保する制度をいう。

- 3 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休(受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。)もモデル工事として認めるものとする。
- 4 休工日は、分離発注の場合において、各発注工事単位で、現場事務所での 作業を含めて1日を通して現場作業がない状態を含む。

(実施方法)

- 第5条 第2条により、モデル工事の対象とした工事は、別途、建築課が行う 実施状況に係る調査の際に、所定の様式により報告するものとする。
- 2 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書(共通編)にモデル 工事の対象である旨を明示(別紙1参照)し、工期については、公共建築工 事における工期設定の基本的な考え方

(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html) 等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、一般社団法人日本建設業連合会の「建築工事適 正工期算定プログラム」

(https://www.kentiku.co.jp/nikkankoucho.html) を参考とした工期を 設定するものとする。

3 <u>受注者希望型</u>の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」(別紙2参照)により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

(休工日の確保)

- 第4条 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。
- 2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休(受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。)もモデル工事として認めるものとする。

なお、4週8休とは、労働時間の区切りを4週とし、この間に8日の休日 を確保する制度をいう。

- 3 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休(受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。)もモデル工事として認めるものとする。
- 4 休工日は、分離発注の場合において、各発注工事単位で、現場事務所での 作業を含めて1日を通して現場作業がない状態を含む。

(実施方法)

- 第5条 第2条により、モデル工事の対象とした工事は、別途、建築課が行う 実施状況に係る調査の際に、所定の様式により報告するものとする。
- 2 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書(共通編)にモデル 工事の対象である旨を明示(別紙1参照)し、工期については、公共建築工 事における工期設定の基本的な考え方

(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html) 等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、一般社団法人日本建設業連合会の「建築工事適 正工期算定プログラム」

(https://www.kentiku.co.jp/nikkankoucho.html) を参考とした工期を設定するものとする。

3 <u>モデル工事</u>の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」(別紙2参照)により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

なお、モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変 更しないものとする。

- 4 受注者は、施工計画書の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成し、 監督職員と協議するものとする。
- 5 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。(別紙3参照)
- 6 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。
- 7 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日 に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に書面<u>(情報共有システム又は電子メールを含む。)</u>で提出するものとする。
- 8 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに書面<u>(情報共有システム又は電子メールを含む。)</u> により発注者に報告するものとする。
- 9 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌<u>等</u>に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。
- 10 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(経費の負担)

- 第6条 発注者指定型にあっては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注するものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。
- 2 受注者希望型にあっては、現場の閉所状況に応じ、別紙4に掲げる補正 (契約変更)を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協 議が整わなかったものは、対象としない。

なお、祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

(工事成績評定)

第7条 モデル工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」 の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても なお、モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変 更しないものとする。

- 4 受注者は、施工計画書の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成し、 監督職員と協議するものとする。
- 5 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。(別紙3参照)
- 6 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。
- 7 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日 に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に書面で提出するものとす る。
- 8 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに書面により発注者に報告するものとする。
- 9 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。
- 10 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(経費の負担)

- 第6条 発注者指定型にあっては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注するものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。
- 2 受注者希望型にあっては、現場の閉所状況に応じ、別紙4に掲げる補正 (契約変更)を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協 議が整わなかったものは、対象としない。

なお、祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

(工事成績評定)

第7条 モデル工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」 の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても 減点は行わない。

(アンケート調査等)

第8条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する│第8条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する 場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっ ても同様とする。

(その他)

第9条 モデル工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と | 第9条 モデル工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と 受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年12月14日から施行する。

附則

この要領は、令和5年7月1日から施行し、令和6年4月1日以後に公告を 行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

減点は行わない。

(アンケート調査等)

場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっ ても同様とする。

(その他)

受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年12月14日から施行する。

別紙1 別紙1 「週休2日制モデル工事」に関する特記仕様書への追記 「週休2日制モデル工事」に関する特記仕様書への追記 27 「週休2日制モデル工事」の実施について 27 「週休2日制モデル工事」の実施について 本工事は、工事着手目から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現 □実施する 場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。 □発注者指定型 実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」(営繕工事編)実施要領 □受注者希望型 による。 本工事は、工事着手目から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現 場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。 □発注者指定型 □受注者希望型 実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」(営繕工事編)実施要領 による。 □実施しない 別紙2略 別紙2 略 別紙3略 別紙3 略 別紙4略 別紙4 略